**河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）について**

**１．目的及び経緯**

・河川水質環境基準については、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられている。この類型は、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）することとされ、また、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に応じて適宜改定することとされている。

・大阪府内の河川については、現在、ＢＯＤ等の項目は70河川81水域が、水生生物の保全に関する項目は61河川65水域が、それぞれ類型指定されているが、平成29年１月の見直しから５年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、見直しを行う。

**２．類型指定の基本的な考え方**

(1)生活環境の保全に関する項目（ＢＯＤ等５項目）

1)検討項目： 河川の代表的な汚濁指標である「ＢＯＤ」を検討項目とする。

2)各水系で目指すべき類型： 「全水域Ｃ類型以上」を目指すこととし、類型指定にあたっては、表１の

とおり、各水系の特性を考慮した類型を目指す。

表１　各水系で目指すべき類型

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水系 | | 目指すべき類型 |
| 淀川水系 | | Ｂ類型以上 |
| 神崎川水系 | 神崎川の支川 | Ｂ類型以上 |
| 猪名川上流の支川 | Ａ類型（全て指定済） |
| 寝屋川水系 | | Ｃ類型以上 |
| 大阪市内河川 | | Ｂ類型 |
| 大和川水系 | 石川とその支川 | Ｂ類型以上 |
| 西除川、東除川 | Ｃ類型以上 |
| 泉州諸河川 | 樫井川以北の河川 | Ｂ類型以上（上流部および支川）  Ｃ類型以上（下流部）  下流部はＣ類型以上を目指す |
| 男里川以南の河川 | Ａ類型（全て指定済） |

3)各河川水域の類型の検討：

①当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域

近年の水質状況等を考慮しつつ、「目指すべき類型」への改定に向け、上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討し、特にＤ、Ｅ類型はできるだけ見直しを検討する。

②当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域

近年の水質状況等を考慮しつつ、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域について、上位類型に改定することを検討する。

③新規指定

流路延長５km、流域面積10km２以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。

(2)水生生物の保全に関する３項目に係る類型指定（水生生物３項目）

1)生物Ａ

冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物Ａ」に指定する。

1. 上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
2. ＢＯＤがＡ類型の環境基準に十分に適合していること。
3. 冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
4. 冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。

2)生物Ｂ

1)以外の水域で、ＢＯＤ等５項目に係る指定類型がＣ類型以上となる水域を「生物Ｂ」に指定する。

**３．類型指定改定（案）**

「２．類型指定の基本的な考え方」に基づき、利用目的や水質、発生源の状況、将来の開発予定、　　　　　水生生物の生息状況などを考慮して検討した結果、表２のとおり類型指定を改定することが適当である。

　表２　河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）

(1)上位類型への改定（ＢＯＤ等５項目：16河川水域を上位に改定、水生生物３項目：８河川水域を新規指定）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 水系 | 河川水域名 | 範囲 | 類型改定（案） | |
| ＢＯＤ等５項目 | 水生生物３項目 |
| 淀川水系 | 檜尾川 | 全域 | Ｂイ　→　Ａイ | 生物Ｂイ（改定なし） |
| 寝屋川水系 | 寝屋川(2) | 住道大橋より下流 | Ｄロ　→　Ｃロ | 生物Ｂロ（新規） |
| 古川 | 全域 | Ｄロ　→　Ｃロ | 生物Ｂハ（新規） |
| 平野川分水路 | 全域 | Ｄイ　→　Ｃイ | 生物Ｂハ（新規） |
| 平野川 | 全域 | Ｄイ　→　Ｃイ | 生物Ｂハ（新規） |
| 大阪市内河川 | 土佐堀川 | 全域 | Ｃイ　→　Ｂイ | 生物Ｂイ（改定なし） |
| 大和川水系 | 石川 | 全域 | Ｂイ　→　Ａイ | 生物Ｂイ（改定なし） |
| 西除川(2) | 狭山池流出端より下流 | Ｄロ　→　Ｃイ | 生物Ｂハ（新規） |
| 泉州諸河川 | 石津川 | 全域 | Ｄイ　→　Ｂイ | 生物Ｂロ（新規） |
| 和田川 | 全域 | Ｃロ　→　Ｂイ | 生物Ｂイ（改定なし） |
| 牛滝川 | 全域 | Ｂロ　→　Ａイ | 生物Ｂイ（改定なし） |
| 春木川 | 全域 | Ｄイ　→　Ｃイ | 生物Ｂロ（新規） |
| 津田川 | 全域 | Ｅイ　→　Ｄイ | － |
| 見出川 | 全域 | Ｅイ　→　Ｄロ | － |
| 佐野川 | 全域 | Ｅイ　→　Ｄイ | － |
| 樫井川下流 | 兎田橋より下流 | Ｅイ　→　Ｃイ | 生物Ｂロ（新規） |

(2)類型範囲の変更（神崎川水系･安威川の類型範囲及び達成期間を変更）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川水域名 | 類型範囲 | | ＢＯＤ等５項目 | 水生生物項目 | 環境基準点 |
| 現行 | 変更案 |
| 安威川上流 | 茨木市取水口より上流 | 安威川ダム流出端より上流 | Ａイ  （改定なし） | 生物Ａイ  （改定なし） | 車作大橋（新設） |
| 安威川下流(1) | 茨木市取水口から大正川合流点まで | 安威川ダム流出端から茨木川合流点まで | Ａイ  （改定なし） | 生物Ａイ  (取水口より上流は改定なく、下流は生物Ｂイ→生物Ａイに改定) | 桑ノ原橋 |
| 安威川下流(2) | 茨木川合流点から大正川合流点まで | Ａイ  （改定なし） | 生物Ｂイ  （改定なし） | 宮鳥橋  (準基準点「千歳橋」は廃止) |
| 安威川下流(3) | 大正川合流点より下流 | 大正川合流点より下流 | Ｂロ→Ｂイ | 生物Ｂイ  （改定なし） | 新京阪橋 |

(3)達成期間の変更（類型を改定しない８河川水域の達成期間を変更）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 水系 | 河川水域名 | 範囲 | ＢＯＤ等５項目 | 水生生物３項目 |
| 淀川水系 | 船橋川 | 全域 | Ｂハ→Ｂイ |  |
| 穂谷川 | 全域 | Ｂハ→Ｂイ |  |
| 天野川 | 奈良県界より下流 | Ｂハ→Ｂイ |  |
| 神崎川水系 | 勝尾寺川 | 全域 | Ａロ→Ａイ |  |
| 寝屋川水系 | 恩智川 | 全域 | Ｃロ→Ｃイ | 生物Ｂロ→生物Ｂイ |
| 大和川水系 | 飛鳥川 | 全域 | Ｃロ→Ｃイ |  |
| 東除川 | 全域 | Ｃロ→Ｃイ |  |
| 西除川(1) | 狭山池流出端より上流 | Ｂロ→Ｂイ |  |

今回の類型指定改定により、類型別の河川水域数は表３のとおりとなる。

表３　類型別の指定水域数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)ＢＯＤ等５項目 | | |
| 類型 | 現行 | 指定・改定案 |
| ＡＡ | 3 | 3 |
| Ａ | 26 | 30 |
| Ｂ | 29 | 29 |
| Ｃ | 8 | 13 |
| Ｄ | 11 | 7 |
| Ｅ | 4 | 0 |
| 全類型 | 81 | 82 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (2)水生生物３項目 | | |
| 類型 | 現行 | 指定・改定案 |
| 生物Ａ | 9 | 10 |
| 生物Ｂ | 56 | 64 |
| 全類型 | 65 | 74 |
| ※生物特Ａ、生物特Ｂの指定水域なし | | |